資料№3

区連会４月定例会説明資料
令和８年４月２０日
栄消防署総務・予防課

初期消火器具整備費用の一部補助について【情報提供】

１　事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新する費用（器材全て又は一部）を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の２種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。

初期消火箱（固定式）

スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

２　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。
【単位会長】定例会等でご検討いただき、申請する場合は消防署所にご相談の上、申請を行ってください。

３　申請要件

下記３つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

(1)　地域に消火栓がある。
(2)　家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
(3)　取扱いに関する訓練等を定期的に実施できる。

４　申請方法

(1)　受付期間：令和８年４月１日（水）から９月 30 日（水）まで
(2)　申請方法：申請書に必要事項を記入の上、消防署所にご提出をお願いします。
※申請書は横浜市ウェブサイトからのダウンロードまたは消防署所でお渡しします。

○「横浜市　初期消火器具」で検索　　**○二次元コード**

裏　面　あ　り

５　補助の対象経費

今年度も引き続き、下記表の①及び②に該当する補助を実施します。

また、令和７年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の整備費用の 10 分の９に相当する額（上限 27 万円）を補助するメニューを新たに追加しています。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の新規設置又は全部更新の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の２/３に相当する額（上限 20 万円/１件）
②	初期消火器具の一部更新の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の２/３に相当する額（上限７万円/１件）
③	「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の９/10 に相当する額（上限 27 万円/１件）

６　補助金要綱の改正及び申請条件の緩和について

要綱の改正を行い、令和８年度から下記の点について、申請条件の緩和を行いました。

一部条件を設けさせていただいておりますので、申請の際は、ご確認いただきますようお願いします。

(1)　補助金の請求に関して、令和８年度の自治会町内会の資金状況等を勘案し、前金払いを可能としました。

※自治会町内会の事業計画、総会資料等で資金状況を確認させていただき、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できないと認められる場合で、かつ、初期消火器具を１基も所有していないことが条件になります。

(2)　世帯数の少ない複数自治会町内会での共同整備を可能としました。

※合計世帯数が 650 世帯未満であり、関係する自治会町内会すべてが初期消火器具の購入に関する費用を負担していること及び購入する初期消火器具がスタンドパイプ式初期消火器具であることが条件になります。

７　栄区内の初期消火器具設置状況

令和５年度新規設置	２基
令和６年度新規設置	１基
令和７年度新規設置	１基
区内設置済み総数	91 基

【 お問合せ先 】
栄消防署　総務・予防課
担当：川井、青柳
電話：892-0119 /FAX：892-0119
Email:sy-sakaeyobo@city.yokohama.lg.jp